

2023年1月31日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信
代表取締役 和田 英明

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
光通信株式会社
代表取締役 高橋 正人

株式会社光通信（以下「吸収分割会社」といいます。）と光通信株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2022年12月26日付で両社の間で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年1月31日を効力発生日として、吸収分割会社が営む有価証券の保有管理に係る業務のうち外国証券に係る部分を行う事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に基づき本書面を作成し、会社法第801条第3項第2号及び会社法第791条第2項に基づき、本書面を備え置きます。

1. 吸収分割が効力を生じた日

本吸収分割の効力発生日は、2023年1月31日です。

2. 吸収分割会社における事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

会社法第796条の2の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して吸収分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

吸収分割承継会社は、会社法第797条第3項の規定により、本吸収分割の効力発生日の20日前

までに、吸収分割承継会社の株主に対し、本吸収分割をする旨並びに吸収分割会社の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 797 条第 1 項による株式の買取請求を行った吸収分割承継会社の株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

吸収分割承継会社は、会社法 799 条第 2 項の規定に従い、2022 年 12 月 27 日付の官報及び個別の催告書により、吸収分割承継会社の債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。同条第 1 項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、吸収分割契約書の定めに従い、効力発生日である 2023 年 1 月 31 日をもって、吸収分割会社が営む有価証券の保有管理に係る業務のうち外国証券に係る部分を行う事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継いたしました。なお、承継対象となった資産及び負債等は、次の通りです。

(1) 承継対象の資産

- i 全ての外国証券
- ii その他対象事業に関する全ての資産

(2) 承継対象の負債

対象事業に関する全ての負債

(3) 承継対象の契約上の地位及び権利義務

対象事業に関する契約に係る契約上の地位及びこれらに付属する権利義務

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 2 月 8 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上